

8. 修 繕 関 係

8. 修繕関係

8. 1 給水装置の修繕

1. 給水装置の故障が発生した場合は原則として使用者等が指定工事事業者に修繕の依頼をする。
2. 指定工事事業者は修繕完了後、修繕日、住所、氏名、修繕内容を表にまとめ毎月10日迄に前月分を担当に提出すること。
3. 漏水が伴う修繕は、修繕後のメータの指針を確認の上、速やかに営業センター料金担当に報告すること。

8. 2 給配水管漏水修繕工事

1. 公道における漏水修繕の申込みを受付したときは、漏水量等の現場の状況を聞き必要により現場の確認を行うこと。なお、通報者の住所、氏名を確認し水道部に連絡すること。
2. 各種工事による給配水管折損事故等の修繕を受付したときは、直ちに水道部に連絡すると共に現場状況（管種、管径、仕切弁の有無等）を確認し、現場責任者に修繕に立会うよう指示すること。なお、「水道施設破損修理願い」を提出する旨、通知すること。
3. 漏水事故が発生した場合は現地を調査しなければならない。指定工事事業者は現地を確認し担当に状況を報告すること。担当は事故による断水範囲の確認、仕切弁の確認、広報の徹底、給水体制等の措置を迅速に行う。指定工事事業者は速やかに現場に行き監督員の指示に従い復旧をすること。

8. 3 凍結解氷について（解氷機）

凍結管（金属管）に直接電気を通し、電気抵抗による発熱を利用して解氷するから、抵抗の大きなステンレス鋼管やフレキシブルチューブなどは、短時間でその部分だけ異常に加熱され、危険性を伴う恐れがあるため事前に配管状況、管種等を調査し、次の事項を厳守して使用すること。

1. 解氷機の使用中は常に現場を離れることなく、十分な注意監視を行うこと。
2. 給水状態で使用すること。（水抜栓を開とし蛇口を開放）
3. 給水給湯の配管に混合水栓等がある場合、給湯器側と混合水栓側を切り離し給水側、給湯側と別々に加熱すること。
4. 配管距離は出来るだけ短くすること。
5. 解氷機は電流計のついているものを使用し通電時に指針が正常な値を示さない場合には、直ちに電源を切り、配管状態を点検すること。
6. パイプに錆や塗装等が付いていないか確認すること。
7. 電気抵抗の大きい管、継手、ステンレス鋼管は異常発熱の原因となるので、特に注意すること。